

義援金に関する税務上の取扱いFAQ

平成 30 年 7 月
国 税 庁

災害により被害を受けられた方を支援するために、被災地の地方公共団体に設置される災害対策本部等に義援金や寄附金（以下「義援金」といいます。）を支払った場合の税務上の取扱いや、募金団体に対して支払う義援金が国等に対する寄附金（特定寄附金）として取り扱われるための確認手続等につきまして、照会の多い事例を取りまとめましたので、参考としてください。

◆◆ 問合せ先に関するご案内 ◆◆

「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」に関するお問合せは、義援金を支払う方や義援金の募集を行う募金団体の**最寄りの税務署**にお電話いただくようお願いします。

一般的なご質問については、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

また、個別のご相談については、番号「2」を選択してください。税務署窓口での相談は事前予約制となっていますので、窓口での相談を希望される場合は、番号「2」を選択の上、相談日時等のご予約をお願いします。

なお、被災地を所轄する国税局・税務署においては、電話がつながりにくい状況となっている場合がありますので、ご了承くださいますようお願いします。

《 目 次 》

I 寄附をした個人・法人の課税関係

- [Q 1] 被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- [Q 2] 日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会が被災者への支援を目的として専用口座を設けて義援金を募集していますが、これらの口座に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- [Q 3] 被災地の救援活動や被災者への救護活動を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- [Q 4] 当団体は、関係する個人、法人から義援金を集め、これを取りまとめた上で、一括して地方公共団体に対して支払いたいのですが、その場合、当団体に寄附した個人、法人の税務上の取扱いはどのようになりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- [Q 5] 災害で被災された得意先に対して、法人が災害見舞金を支払った場合、支払先が事業に関係のある者で、不特定又は多数の被災者に対する寄附に当たらないことから、支払った災害見舞金は損金の額に算入されないのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- [Q 6] 法人が、自社製品等を被災者に提供する場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

II 義援金を募集する募金団体の確認手続

- [Q7] 当団体は、関係する個人、法人から義援金を預かり、これを取りまとめた上で、一括して地方公共団体に対して支払います。預かった義援金が、「国等に対する寄附金」に該当することについて税務署の確認を受けた場合、当団体に寄附をした個人、法人に対して発行する預り証には何を記載すべきでしょうか。 8
- [Q8] 募金団体の確認手続を定めた事務運営指針によれば、税務署では、「募集した義援金等の受付の専用口座等」を確認することになっていますが、受付専用口座は必ず設置しなければいけませんか。 8
- [Q9] 義援金の募集を行うに当たり、受付専用口座を開設し、寄附者に対してはその口座に振り込んでもらうようお願いしました。受付専用口座への振込の場合、寄附者には振込票の控えが残ることになりますが、寄附者が税制上の優遇措置を受けるに当たり、別途預り証を発行する必要はありますか。 9
- [Q10] 当団体は、関係する個人、法人から義援金を集め、これを取りまとめた上で、一括して地方公共団体に拠出する予定です。また、被災地のことを考え、少しでも早く義援金を拠出したいと考えています。
- 募金団体として募集する義援金が「国等に対する寄附金」に該当するかどうかについて、税務署で確認を受けようと思っておりますが、この確認は、集めた義援金を地方公共団体に拠出した後でもよいでしょうか。 10

III 義援金を受け取った場合の課税関係

- [Q11] 地方公共団体から義援金を受け取りました。この受け取った義援金の課税関係はどうなりますか。 10

IV その他

- [Q12] 確定申告を行うに当たり、寄附したことを証する書類が必要になると思いますが、どのような書類を用意しておけばよいですか。 11
- [Q13] Q1～Q4のように、個人が寄附金を支払った場合の寄附金控除等の額は、どのように計算するのでしょうか。 11
- [Q14] 当社は、義援金を広く一般から募集するためにホームページで義援金を募り、集めた義援金を取りまとめた上で、地方公共団体に対して支払う予定ですが、当社が義援金を寄附した者に対して発行する預り証（受取書）には、収入印紙を貼付する必要はありますか。 13

I 寄附をした個人・法人の課税関係

【被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部等に対して義援金を支払った場合】

[Q 1] 被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して義援金を支払った場合、
税務上の取扱いはどのようになりますか。

[A]

(個人の方が義援金を支払った場合)

個人の方が、被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して支払った義援金は、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。寄附金控除額につきましてはQ13をご覧ください。

なお、当該義援金は、地方公共団体に対する寄附金として、ふるさと納税に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象になります(ワンストップ特例制度の適用ができます。)

(法人が義援金を支払った場合)

法人が、被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

[関係法令通達等]

所得税法第78条第1項、第2項

法人税法第37条第3項

(参考) ふるさと納税を行った場合の控除の仕組み(確定申告による場合)

個人の方が、都道府県・市区町村に対する寄附(ふるさと納税)を行った場合、確定申告により、その寄附金のうち2千円を超える部分の全額が、①寄附を行った年分の所得税と②翌年の住民税のそれぞれから控除されます。

【具体例】

平成30年中に2万円の「ふるさと納税」を行った方は、

平成30年分の所得税 }
平成31年度の住民税 } について合計1万8千円の税額が控除されます。

- 所得税と住民税から控除される税額は、寄附された方の所得税の税率により異なります。例えば、税率が10%の方の場合は、次の金額がそれぞれの税から控除されます。

平成30年分の所得税から

1,800円控除されます。

平成31年度の住民税から

16,200円控除されます。

※ 所得金額等によっては、控除額が上記より少なくなる場合があります。控除額の計算方法は、次の【計算方法】を参考にしてください。

(参考)

- ・日本赤十字社ホームページ (www.jrc.or.jp)
- ・社会福祉法人中央共同募金会ホームページ (www.akaihane.or.jp)

[関係法令通達等]

所得税法第 78 条第 1 項、第 2 項
所得税基本通達 78-5
法人税法第 37 条第 3 項、第 4 項
法人税法施行令第 77 条、第 77 条の 2
法人税基本通達 9-4-6



【被災地の救援活動等を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合】

[Q3] 被災地の救援活動や被災者への救護活動を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。

[A]

お尋ねのNPO法人が「認定NPO法人等」であり、支払った義援金はその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連するものであるときには、その義援金は「認定NPO法人等に対する寄附金」に該当します。

(注)「認定NPO法人等」とは、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいいます。

(個人の方が義援金を支払った場合)

個人の方が、「認定NPO法人等に対する寄附金」として支払った義援金は、寄附金控除(所得控除)又は寄附金特別控除(税額控除)の対象となります(選択適用)。これらの控除の詳細につきましてはQ13をご覧ください。

(注)ふるさと納税には該当しません。

(法人が義援金を支払った場合)

法人が、「認定NPO法人等に対する寄附金」として支払った義援金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」に含めて損金算入限度額を計算し(特別損金算入限度額)、その範囲内で損金の額に算入されます。

また、認定NPO法人等以外の法人等に対して義援金を支払った場合(注)には、次に掲げるような支払先の区分に応じて、税務上の取扱いが異なります。

支払先の区分や支払った義援金の税務上の取扱いにつきましては、直接支払先の法人等に確認してください。

(注)「国等に対する寄附金」及び「指定寄附金」に該当するものを支払った場合を除きます。

▽ 認定NPO法人等以外の法人等に対して義援金を支払った場合の税務上の取扱いの例

支払先の区分	個人の方の取扱い (所得税)	法人の取扱い (法人税)
公益社団法人・公益財団法人の場合（その法人の主たる目的である業務に関連するものに限ります。）	寄附金控除（所得控除）の対象となります（支払先が一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人である場合には、寄附金特別控除（税額控除）との選択適用が可能です。）。	特定公益増進法人に対する寄附金として、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入できます。
NPO法人（認定NPO法人等でないもの）、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等の場合	寄附金控除等の対象となりません。	一般の寄附金として、損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入できます。

※ 募金を取りまとめる団体（募金団体）を通じて、地方公共団体等へ義援金を支払う場合には、Q4をご覧ください。

※ 「特定公益増進法人に対する寄附金」の特別損金算入限度額など、寄附金を支払ったときの税務上の取扱いについて、詳しくは、暮らしの税情報「寄附金を支出したとき」をご覧ください。

[関係法令通達等]

所得税法第78条第1項、第2項

所得税法施行令第217条

法人税法第37条第1項、第3項、第4項

法人税法施行令第77条、第77条の2

租税特別措置法第41条の18の2、第41条の18の3、第66条の11の2第2項

特定非営利活動促進法第70条第1項



【募金団体を通じた義援金】

[Q4] 当団体は、関係する個人、法人から義援金を集め、これを取りまとめた上で、一括して地方公共団体に対して支払いたいのですが、その場合、当団体に寄附した個人、法人の税務上の取扱いはどのようになりますか。

[A]

お尋ねのように、募金を取りまとめる団体（以下「募金団体」といいます。）が個人、法人から義援金を預かる場合でも、その義援金が、最終的に地方公共団体に拠出されるものであれば、募金団体に対して義援金を支払った個人の方にとっては「特定寄附金」、法人にとっては「国等

に対する寄附金」として取り扱われ、税制上の優遇措置の適用を受けることができます（税制上の優遇措置につきましてはQ2をご覧ください。）。

なお、税務署においては、募金団体に対して支払う義援金が、最終的に国、地方公共団体に拋出されるものであるかどうかの確認を行っています。

募金団体の確認手続に関するFAQを、「Ⅱ 義援金を募集する募金団体の確認手続」のQ7～Q10に掲載していますので、併せてご覧ください。

[関係法令通達等]

所得税法第78条第1項、第2項

所得税基本通達78-5

法人税法第37条第3項



【被災された取引先に対する寄附】

[Q5] 災害で被災された得意先に対して、法人が災害見舞金を支払った場合、支払先が事業に関係のある者で、不特定又は多数の被災者に対する寄附に当たらないことから、支払った災害見舞金は損金の額に算入されないのでしょうか。

[A]

法人が、被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。

[関係法令通達等]

租税特別措置法通達（法人税編）61の4(1)-10の3



【法人が自社製品を被災者に提供した場合】

[Q6] 法人が、自社製品等を被災者に提供する場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。

[A]

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。

[関係法令通達等]

法人税基本通達 9-4-6 の 4

租税特別措置法通達（法人税編）61 の 4 (1)-10 の 4



II 義援金を募集する募金団体の確認手続

【募金団体が発行する預り証への記載事項】

[Q 7] 当団体は、関係する個人、法人から義援金を預かり、これを取りまとめた上で、一括して地方公共団体に対して支払います。預かった義援金が、「国等に対する寄附金」に該当することについて税務署の確認を受けた場合、当団体に寄附をした個人、法人に対して発行する預り証には何を記載すべきでしょうか。

[A]

預り証は、個人、法人が募金団体に対して支払った義援金について、最終的に国又は地方公共団体に拠出されるものであることが税務署で確認された場合に、その義援金が個人にあっては「特定寄附金」、法人にあっては「国等に対する寄附金」として取り扱われ、税制上の優遇措置の適用を受けることができる旨を、寄附をした個人、法人にお知らせするものになります。

したがって、預り証には、記載例のような内容を付記して、寄附をした方に税務上の取扱いを具体的に示すことがよいと考えられます。

(預り証の記載例)

上記金額をお預かりしました。お預かりした義援金は、〇〇（例えば、「●●県」と記載します。）に拠出いたします。

(注) この預り証をもって、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の「国又は地方公共団体に対する寄附金」（ふるさと納税）に該当することの証明としてお使いいただけますので、大切に保管してください。

[関係法令通達等]

所得税法第 78 条第 1 項、第 2 項

法人税法第 37 条第 3 項



【募金団体が募金を受け付ける専用口座】

[Q 8] 募金団体の確認手続を定めた事務運営指針によれば、税務署では、「募集した義援金等の受付の専用口座等」を確認することになってはいますが、専用口座は必ず設置しなければいけませんか。

[関係法令通達等]

所得税法第 78 条第 1 項、第 2 項

所得税法施行令第 262 条第 1 項

所得税法施行規則第 47 条の 2

法人税法第 37 条第 3 項、第 9 項



【税務署への確認前の寄附】

[Q10] 当団体は、関係する個人、法人から義援金を集め、これを取りまとめた上で、一括して地方公共団体に拠出する予定です。また、被災地のことを考え、少しでも早く義援金を拠出したいと考えています。

募金団体として募集する義援金が「国等に対する寄附金」に該当するかどうかについて、税務署で確認を受けようと思っておりますが、この確認は、集めた義援金を地方公共団体に拠出した後でもよいでしょうか。

[A]

お尋ねのように、先に義援金を集めて地方公共団体に拠出し、その後に税務署への確認を行ったとしても問題はありませんが、その場合には、実際に義援金を拠出した先が発行した受領証についても持参し、最終的な拠出先が地方公共団体であることの確認を受けるようにしてください。

また、税務署の確認を受ける前に募金団体に義援金を支払った寄附者に対しては、税務署の確認が得られ次第、預かった義援金が「国等に対する寄附金」に該当して税制上の優遇措置の適用を受けられる旨を連絡するとともに、必要に応じて預り証を発行することになりますのでご注意ください。

[関係法令通達等]

所得税法第 78 条第 1 項、第 2 項

所得税基本通達 78-5

法人税法第 37 条第 3 項

法人税基本通達 9-4-6



Ⅲ 義援金を受け取った場合の課税関係

【個人が地方公共団体から義援金を受け取った場合の課税関係】

[Q11] 地方公共団体から義援金を受け取りました。この受け取った義援金の課税関係はどうなりますか。

[A]

個人（被災者）の方が、地方公共団体（都道府県や市町村など）から受け取った義援金は、

[A]

(1) 寄附金控除（所得控除）

個人の方が、義援金を寄附した場合には、その義援金が「特定寄附金」に該当するものであれば、寄附金控除の対象となります。

寄附金控除の額は、次の算式によって計算します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄} \\ \text{附金の額の合計額} \end{array} \right) - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

(注) 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が上限です。

(2) 寄附金特別控除（税額控除）

個人の方が、認定NPO法人等又は一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金を支出した場合には、上記(1)の寄附金控除に代えて、寄附金特別控除の適用を受けることができます。

寄附金特別控除の額は、次の算式によって計算します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年中に支出した認定NPO法人} \\ \text{等に対する寄附金の額の合計額} \end{array} - 2 \text{千円} \right) \times 40\% = \begin{array}{l} \text{認定NPO法人等} \\ \text{寄附金特別控除額} \end{array}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年中に支出した公益社団法人等} \\ \text{に対する寄附金の額の合計額} \end{array} - 2 \text{千円} \right) \times 40\% = \begin{array}{l} \text{公益社団法人等} \\ \text{寄附金特別控除額} \end{array}$$

(注) 上記寄附金の額及びその他の特定寄附金の額の合計金額は、所得金額の40%相当額が上限です。

また、上記寄附金特別控除の合計額は、その年分の所得税額の25%相当額が上限です。

※ 寄附金を支払った場合の税務上の取扱いについて、詳しくは、暮らしの税情報「寄附金を支出したとき」をご覧ください。

[関係法令通達等]

所得税法第78条第1項、第2項

租税特別措置法第41条の18の2、第41条の18の3



